

和歌山県産科医確保研修資金・研究資金貸与の手引き

<問合せ先>

和歌山県庁福祉保健部健康局医務課医療戦略推進班

電話：073-441-2612（直通）

メール：w-doctor@pref.wakayama.lg.jp

- 和歌山県で産婦人科専門研修を受けようとお考えの若手医師のみなさん
- 現在、県外の医療機関に勤務等しているけれど、和歌山県内の病院への転職等をお考えの産婦人科医のみなさん

ぜひ、研修資金・研究資金をご活用ください！

■研修資金・研究資金の概要■

1 制度の目的

和歌山県内の分娩を取り扱う公的病院等で勤務しようとする産科医師に対し、返還免除付きの研修資金又は研究資金を貸与し、県内の産科医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

2 貸与の対象者

次の各区分に応じ、県内分娩取扱医療機関において、分娩を取り扱う産科の診療業務（以下「産科診療業務」という。）に従事しようとする方を対象とします。

（1）研修資金 300万円

産婦人科専門研修を受ける若手医師（専門研修1年目の医師に限る。）

※直前の居住地又は勤務先は、和歌山県内外を問いません。

（2）研究資金 ①250万円、②500万円

県外から新たに転入等により県内分娩取扱医療機関で勤務する産婦人科医

※直前の居住地又は勤務先が、和歌山県外の方に限りります。

3 貸付・返還免除の対象となる医療機関

貸与及び返還免除の対象となるのは、次の者が開設する県内の病院のうち分娩を取り扱う病院（以下「県内分娩取扱医療機関」という。）です。

県、市町村、地方公共団体の組合、日本赤十字社、
社会福祉法人恩賜財団済生会、公立大学法人、独立行政法人国立病院機構、
独立行政法人労働者健康安全機構

<対象医療機関>（令和6年4月1日現在の対象医療機関）

- ・和歌山県立医科大学附属病院
- ・日本赤十字社和歌山医療センター
- ・和歌山労災病院
- ・橋本市民病院
- ・ひだか病院
- ・紀南病院
- ・新宮市立医療センター

4 貸与額等

- (1) 研修資金 300万円 (一括貸与、貸与期間2年間、利息年0.3%)
(2) 研究資金 ①250万円 (一括貸与、貸与期間6月間、利息年0.3%)
②500万円 (一括貸与、貸与期間1年間、利息年0.3%)

5 貸与資金の用途

(1) 研修資金

貸与期間において、産婦人科専門医資格を取得するために必要な経費に充ててください。

例) 学会参加に要する費用、書籍購入費、専門研修を受けるための転居を伴う費用等

(2) 研究資金

貸与期間において、産婦人科医としての専門性を高めるために必要な経費に充ててください。

例) 学会参加に要する費用、書籍購入費、研究に要する費用、
県内への転居に伴う費用等

※返還免除申請時に、支出年月日、支出内容、研究内容など資金の用途を記載する必要がありますので、必ず資金用途が分かる書類等を保管しておいてください。

6 返還免除の条件

県内分娩取扱医療機関において、以下の区分によりそれぞれの期間、産科診療業務に従事した場合に貸与した資金の返還に係る債務を免除します。

- (1) 研修資金 2年(貸与期間)及び貸与期間終了後引き続き2年間の計4年間
(2) 研究資金 ①250万円
6月(貸与期間)及び貸与期間終了後引き続き6月間の計1年間
②500万円
1年(貸与期間)及び貸与期間終了後引き続き1年間の計2年間

※返還免除となった場合、返還免除額(貸与資金の額)と利息相当額が所得とみなされ所得税が課せられます。詳しくはお近くの税務署にご相談ください。

7 返還しなければならない場合

次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた研修資金又は研究資金の全額とその額に年0.3%の割合を乗じて得た額の合計額を一括で返還しなければなりません。

- ・ 県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事しなかったとき。
- ・ 専門研修を中止した場合
- ・ 研修資金又は研究資金の貸与を辞退したとき。
- ・ 死亡(業務上の理由によるものを除く。)したとき。
- ・ 心身の故障(業務に起因するものを除く。)のため産科診療業務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ・ 上記のほか、研修資金又は研究資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

※返還事由に該当する可能性が生じた場合は、まず、和歌山県庁医務課医療戦略推進班（電話：073-441-2612）へ連絡してください。

8 返還の猶予について




疾病、災害その他やむを得ない理由により、県内分娩取扱医療機関における産科診療業務に従事できないとき（休職、停職、その他の理由による中断の場合）は、和歌山県産科医確保資金返還猶予申請書（第7号様式）により、返還の猶予申請を行ってください。

○研修資金・研究資金の概要




	研修資金	研究資金
対象者	産婦人科専門研修を受ける若手医師（1年目に限る）	県外から新たに県内に転入等する産婦人科医
直前の居住地又は勤務先	県内・県外とも可	県外に限る
貸与要件	県内分娩取扱医療機関で分娩を取り扱う診療業務に従事すること ※R6.4.1現在 7病院	
貸与額	300万円	①250万円、②500万円
貸与期間	2年間（交付決定後、一括貸与）	①6月間（交付決定後、一括貸与） ②1年間（交付決定後、一括貸与）
利息	年0.3%	
資金の用途	産婦人科専門医資格を取得するために必要な経費に充てること ・学会参加に要する費用、書籍購入費 ・専門研修に伴う転居に伴う費用 等	産婦人科医としての専門性を高めるために必要な経費に充てること ・学会参加に要する費用、書籍購入費 ・研究に要する費用 ・和歌山県への転居に伴う費用 等
返還免除条件	貸与期間（2年間）終了後さらに診療業務従事期間（2年間）の計4年間、県内分娩取扱医療機関で分娩を取り扱う診療業務に従事すること	①貸与期間（6月間）終了後さらに診療業務従事期間（6月間）の計1年間、②貸与期間（1年間）終了後さらに診療業務従事期間（1年間）の計2年間、それぞれ、県内分娩取扱医療機関で分娩を取り扱う診療業務に従事すること

○資金の貸与と勤務についてのイメージ図

(1) 研修資金の貸与を受けた場合

			1年目	2年目	3年目	4年目	
勤務（専門研修）期間	（臨床研修）	（臨床研修）	産婦人科 専門研修	産婦人科 専門研修	産婦人科 専門研修	県内の分娩取扱公 的病院等で産科診 療業務	返還免除のために 必要な4年間終了
貸与制度上の期間区分			貸与期間		返還免除に必要な期間		
貸与・返還免除手続き （☆貸与者 ★県）	☆貸与申請  ★☆☆審査 （面接・書類）		★貸与決定  300万円一括貸与			☆返還免除申請  ★審査の上、 返還免除決定	

(2) 研究資金の貸与を受けた場合

		1年目 【6か月】	1年目 【6か月】	
勤務（専門研修）期間	県外	県内の分娩取扱公 的病院等で産科診 療業務	→	返還免除のために 必要な2年間終了 【1年間】
貸与制度上の期間区分		貸与期間	返還免除に必要な期間	
貸与・返還免除手続き （☆貸与者 ★県）	☆貸与申請  ★☆☆審査 （面接・書類）	★貸与決定  500万円一括貸与 【250万円一括貸与】		☆返還免除申請  ★審査の上、 返還免除決定

【】内：貸与額が250万円の場合

※返還免除を受けた場合は、所得税の取扱いについて税務署に相談してください。

■資金の貸与申請から交付までの手続き■

貸与の申請は、随時受け付けていますので、申請をお考えの場合は、まず、和歌山県庁医務課医療戦略推進班（電話：073-441-2612）へ連絡してください。

1 貸与の申請

次の書類を「和歌山県医務課医療戦略推進班」に提出してください。

(1) 研修資金の場合

- ・和歌山県産科医確保資金貸与申請書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・専門研修を受ける医療機関の開設者又は管理者の推薦書（第3号様式）
- ・連帯保証人（2名）による保証書（第4号様式）
- ・医師免許証の写し

(2) 研究資金の場合

- ・和歌山県産科医確保資金貸与申請書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・住民票の写し、医療機関在職証明書
- ・連帯保証人（2名）による保証書（第4号様式）
- ・医師免許証の写し

※その他必要に応じて、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

2 貸与についての審査

申請書の受付後、日程調整を行い、面接を行います。

面接及び提出書類等による審査を行い、貸与の可否を決定します。

3 交付のための手続き

- (1) 審査の結果、貸与することが決定した場合は、貸与決定通知及び貸与手続きに必要な書類を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。

<貸与のために必要な書類>

- ①債権・債務者登録申出書（別添1）

貸与者本人の口座を登録してください。

- ②請求書（別添2）

- ③借用証書（第5号様式）

収入印紙（2,000円）と連帯保証人の印が必要です。

- (2) 貸与金額の全額を一括で登録口座に入金します。

■返還免除の手続き■

1 返還免除の申請

県内分娩取扱医療機関において、返還免除に必要な期間（研修資金：貸与期間2年間を含めて計4年間、研究資金250万円：貸与期間6月間を含めて計1年間、研究資金500万円：貸与期間1年間を含めて計2年間）の勤務を終了した場合は、貸与資金の返還免除の申請を行ってください。

次の書類を和歌山県医務課医療戦略推進班に提出してください。

- ・和歌山県産科医確保資金返還免除申請書（第6号様式）

[添付書類]

返還免除に必要な期間を県内分娩取扱医療機関において、診療業務に従事したことを証明する書類（医療機関の在職証明書など）を添付してください。

2 返還免除の決定

返還免除申請の内容を審査し、返還免除を決定したときは県から返還免除決定通知をお送りします。

※貸与を受けた資金が返還免除となった場合、返還免除額（貸与資金の額）と利息相当額が所得とみなされ所得税が課せられます。
詳しくはお近くの税務署にご相談ください。

■その他届け出が必要な場合■

貸与期間中及び診療業務従事期間中に、以下の事由に該当したときは、速やかに和歌山県医務課医療戦略推進班に届け出てください。

- ・届出書（第8号様式）

※それぞれの事由が分かる書類を添付してください。

[届け出が必要な場合]

- ①氏名、住所を変更したとき。
- ②県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事しないとき。
- ③研修資金・研究資金の貸与を辞退するとき。
- ④貸与を受けた者が死亡したとき。（連帯保証人が届け出を行ってください。）
- ⑤専門研修を中止したとき。
- ⑥災害、疾病その他やむを得ない理由により、県内分娩取扱医療機関における産科診療業務を中断等していた貸与者が、当該業務を再開したとき
- ⑦連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき、連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人に対して破産手続開始の決定があったとき

○申請様式一覧

①	和歌山県産科医確保資金貸与申請書	第1号様式
②	誓約書	第2号様式
③	専門研修を受ける医療機関の開設者又は管理者の推薦書	第3号様式
④	連帯保証人（2名）による保証書	第4号様式
⑤	借用証書	第5号様式
⑥	和歌山県産科医確保資金返還免除申請書	第6号様式
⑦	和歌山県産科医確保資金返還猶予申請書	第7号様式
⑧	届出書	第8号様式
⑨	債権・債務者登録申出書	
⑩	請求書	

別記第1号様式（第5条関係）

和歌山県産科医確保資金貸与申請書					
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日		
※貸与期間	年 月から	※決定	貸与決定番号	第 号	
	年 月まで		貸与額	円	
申 請 者	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 TEL			
	氏名（ふりがな） 生 年 月 日	年 月 日生			
	診 療 科	産婦人科			
資金の種類	<input type="checkbox"/> 研修資金 <input type="checkbox"/> 第1号研究資金 <input type="checkbox"/> 第2号研究資金 （いずれかに○を付けること。）				
履 歴	年月日	事 項	住所及び 電話番号	〒 TEL	
		大学卒業から記載すること。	氏名等（ 本人との 関係）	（続柄： ） 年 月 日生	
			住所及び 電話番号	〒 TEL	
			氏名等（ 本人との 関係）	（続柄： ） 年 月 日生	
申請理由（研修資金申請者にあつては研修予定先を、研究資金申請者にあつては研究のテーマ及びその内容を含む。）					

注 ※印欄は、記入しないこと。

和歌山県産科医確保資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名

印

誓 約 書

和歌山県医師産科医確保資金の貸与を受けることとなった上は、和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則（平成28年和歌山県規則第63号）の条項を堅く守ることはもちろん、貸与期間を含む（1年・2年・4年）以上県内分娩取扱医療機関において産科医として産科診療業務に従事することを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所

氏名

印

推 薦 書

住 所
氏 名
生年月日

推
薦
理
由

年 月 日

和歌山県知事 様

医療機関の所在地
医療機関の名称
開設者又は管理者の氏名

印

保 証 書

本人住所
氏名

印

上記の者が貸与を受ける和歌山県産科医確保資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所
氏名

印

連帯保証人住所
氏名

印

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
年 収 (税込み)		
申請者との関係		

和歌山県産科医確保資金借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

和歌山県産科医確保資金として、 年 月から 年 月までの間貸与金を上記のと
おり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

Ⓔ

上記の者が受ける和歌山県産科医確保資金については、本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

Ⓔ

連帯保証人氏名

Ⓔ

別記第6号様式（第10条関係）

和歌山県産科医確保資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた資金の種類と額	研修資金 第1号研究資金 第2号研究資金（いずれかに○を付けること。） 円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 勤務した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
4 やむを得ない理由により産科診療業務に従事できなかった期間	理 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
5 資金の用途（支出年月日及び支出内容を記載すること。研究資金の場合は、研究内容を併せて記載すること。）		
6 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県産科医確保資金の返還の債務の免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>決定番号 第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第7号様式（第15条関係）

和歌山県産科医確保資金返還猶予申請書	
返還未済額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする事由	
上記のとおり和歌山県産科医確保資金の返還の猶予を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 決定番号 第 号 住 所 氏 名	

債権・債務者登録申出書

年 月 日

登録番号
申請区分	(1.新規 2.変更)

和歌山県知事様

申出者

所属コード	担当者
所属名	
登録区分	共通・特定	種別

フリガナ
氏名・名称

郵便番号	市町村名	都道府県	市区町村
------	-------	------	------	------

町丁目
番地
方書

電話番号	(ハイフンも記入して下さい)	法人番号 (法人の場合)	(任意)
------	-------	----------------	-----------------	-------	------

金融機関コード	金融機関名	本・支店名 営業所名
---------	-------	-------	-------	---------------	-------

預金種別	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他(別段)	口座番号 (右詰め)
口座名義人 (カナ)		

..... 以下は建設業者の方のみ記入してください。

口座用途区分	前金払	金融機関コード	金融機関名	本・支店名 営業所名
--------	-----	---------	-------	-------	-------	---------------	-------

いずれか一方を○で囲んで下さい。

1.	工事代金前金払口座あり
2.	工事代金前金払口座なし

預金種別	1	1. 工事代金前払普通預金	口座番号 (右詰め)
口座名義人 (カナ)			

請 求 書

¥ _____ 円也

ただし、和歌山県産科医確保（研修資金・第1号研究資金・
第2号研究資金）として

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

印